

新宿7丁目に保健・医療の総合拠点が誕生

1面でご案内した施設の概要を紹介します

東新宿保健センター・医師会区民健康センター

東新宿保健センター

6月30日(月)オープン

西新宿保健センターが移転し、名称が変わります。保健師・栄養士・歯科衛生士等が健康相談に応じるほか、地域の皆さんに身近な保健サービスを実施します。保健センターの事業は、「広報しんじゅく」毎月5日号7面の「保健だより」などでご案内しています。

乳幼児健診

健康教育・講演会

精神保健福祉



難病対策

母子保健相談

地域保健活動

医師会区民健康センター

7月1日(火)オープン

新宿区医師会立の診療所としてオープンします。区との連携により、質の高い保健・医療サービスが受けられます。

健康診査・がん検診

- ▶区が実施する健康診査・がん検診を受診できます。 ※希望する方は、6月29日(日)で廃止する新宿区立区民健康センターのカルテを継続できます。
- ▶日曜総合健診は、年末年始を除く日曜日と祝日に実施します。
- ▶マンモグラフィーによる乳がん検診を含む「女性の総合健診」を実施します。

【予約専用電話】 ☎(3205)2111（月～金曜日午前9時～午後5時）

休日急患診療

★★7月5日(土)から診療体制を変更★★

- ▶区内6か所で実施してきた休日当番医制度を再編し、医師会区民健康センターに集約します。
- ▶土曜日の夜間と、日曜日・祝日に、内科・小児科の診療を実施します。また、休日開業医・病院、当番歯科医のご案内、急患の応急処置などの相談に、医師・看護師が応じます。

【診療日時(内科・小児科)】▶土曜日…午後5時～10時、▶日曜日・祝日・年末年始…午前9時～午後10時

【休日急患診療専用電話】 ☎(3208)2223



震災時には 災害医療支援の役割を担います

この施設は、災害医療救護支援センターと位置付けています。

地下1階の備蓄倉庫には、医薬品、簡易ベッド、飲料水などを備蓄します。

地震等の発災時には、区と災害医療コーディネーターが協力し、区内の医療救護所を支援します。

●巨大地震が起こったら

▶1階・2階は、医療関係者(ボランティアを含む)の待機場所になります。

▶流通在庫として確保している医薬品や、備蓄している災害用備品を、区内10か所の医療救護所に供給します。

▶医薬品卸売業者と医薬品の供給に関する協定を締結し、必要な医薬品を確保します。

区では、「新宿区第二次男女共同参画推進計画」に基づき、「平成27年度末までに審議会等において一方の性が40%を割らないこと」を目標にしています。

また、職員にも、男女が共に参画できるよう、意識改革を進めています。これからの目標の達成に向けて、より一層取り組みます。

区の審議会等における女性委員の比率

新宿区 (26年4月1日)	国 (25年9月30日)	東京都 (25年4月1日)	23区平均 (25年4月1日)
34.7%	34.1%	21.7%	30.0%

区の附属機関等での 男女共同参画の状況

男女共同参画社会の実現には、男女が互いを個人として尊重し、性別にかかわらず、仕事と家事・育児・介護・地域活動等をバランスよく担うことが大切です。

しかし、現状では、子育て世代の男性の長時間労働の影響もあり、子どもがいる男性の家事・育児に費やす時間が先進国と比較して短いなど、男女が協力して家庭を築くためには多くの課題があります。

この機会に、私たちが家庭・地域・職場でできることを考えてみませんか。

【問合せ】男女共同参画課(荒木町16、ウィズ新宿内) ☎(3341)0801・FAX(3341)0740へ。

平成26年度内閣府
男女共同参画週間ポスター



6月23日～29日は 男女共同 参画週間

さまざまな悩みごととの相談を、電話と面接でお受けしています。配偶者等からの暴力(DV)の相談にも応じます。

【日時・会場】下表のとおり

【相談員】性と生ア
ドバイザー、弁護士、ソーシャルワーカー、元家庭裁判所調査官、ライフスタイルアドバイザー

日時 ※正午～午後1時と 祝日等を除く	面接相談会場 ※電話で男女共同参画課 ☎(3341)0801へ予約を	電話相談番号 ※受け付けは 午後3時30分まで
月～土曜日 午前10時～午後4時 ★女性相談員が対応	男女共同参画推進センター (ウィズ新宿、荒木町16)	☎(3353)2000
土曜日午後1時～4時 ★男性相談員が対応		☎(3341)0905
月曜日 午前10時～午後4時 ★女性相談員が対応	区役所第1分庁舎2階 区民相談室 (歌舞伎町1-5-1)	☎(5273)3646

悩みごと 相談室

<無料>

問題解決に向けて
お手伝いします

区内の中小企業を対象に、男性の育児・介護休業の取得や育児・介護のための短時間勤務を推進している企業を「サポート企業」として認定・登録し、男性従業員が育児・介護休業等取得後、要件を満たす場合には、30万円を上限に奨励金を支給します。要件等詳しくは、お問い合わせください。

男性の育児・介護を支援する企業を応援

ワーク・ライフ・バランス推進企業を応援

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現した社会の姿とは、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、子育て期・中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会です。

区では、柔軟で多様な働き方ができるよう、長時間労働の改善や就労環境の整備などを行い、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を応援しています。「推進企業」の認定、コンサルタントの派遣、セミナーの開催など、さまざまな支援をします。

また、協働事業提案制度による26年度の実施事業として、「働きやすい職場づくりの情報発信」が選定されました。今後、ワーク・ライフ・バランスに関する事例収集と情報発信、企業同士のネットワーク作りなどを実施していきます。

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が

実現した社会の姿とは、一人一人がやりがいや充実

感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに

に、子育て期・中高年期といった人生の各段階に

応じて、多様な生き方が選択・実現できる社会です。

区では、柔軟で多様な働き方ができるよう、長時

間労働の改善や就労環境の整備などを行い、ワー

ク・ライフ・バランスを推進する企業を応援してい

ます。「推進企業」の認定、コンサルタントの派遣、

セミナーの開催など、さまざまな支援をします。

区では、次世代を担う青少年の育成に重要な役割を持つ、家庭の教育力向上を支援しています。

社会生活に必要な力やマナーを身に付けるには、家庭の教育環境が重要です。子どもは親の姿を通して、基本的な生活習慣や社会との関わり方を習得し、自己肯定感や生きる力などを身に付けていきます。

子育ての環境を豊かなものにするため、保護者会や家庭教育学級等に参加するなど、親同士のつながりを大切にして、お子さんを育てていきましょう。

事業(雇用)主の方へ
家庭の教育環境整備にご協力ください

区では、家庭の教育力向上のため、保護者が学校行事やPTA活動に参加できる環境づくりを推奨しています。

次世代を担う人材を育成するためには、地域社会全体で子どもを育てることが大切です。また、ワーク・ライフ・バランスの実践を進めるためにも、働く方の家庭教育活動への積極的な関わりを支援することが必要です。

事業主(雇用主)の皆さんには、社員・職員が学校行事・家族行事等に参加できるよう、休暇の承認や職務の免除等にご配慮いただきますようお願いいたします。

区では、次世代を担う青少年の育成に重要な役割を持つ、家庭の教育力向上を支援しています。

社会生活に必要な力やマナーを身に付けるには、家庭の教育環境が重要です。子どもは親の姿を通して、基本的な生活習慣や社会との関わり方を習得し、自己肯定感や生きる力などを身に付けていきます。

子育ての環境を豊かなものにするため、保護者会や家庭教育学級等に参加するなど、親同士のつながりを大切にして、お子さんを育てていきましょう。

事業(雇用)主の方へ
家庭の教育環境整備にご協力ください

区では、次世代を担う青少年の育成に重要な役割を持つ、家庭の教育力向上を支援しています。

社会生活に必要な力やマナーを身に付けるには、家庭の教育環境が重要です。子どもは親の姿を通して、基本的な生活習慣や社会との関わり方を習得し、自己肯定感や生きる力などを身に付けていきます。

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

ワーク・ライフ・バランスの実践

保護者の方へ
家庭の教育環境を
考えましょう

社会全体で 子育てを

【問合せ】教育支援課地域家庭教育係(大久保3-1-2、新宿コズミックセンター4階) ☎(3232)1078・FAX(3232)1079へ。